

特別養護老人ホーム向陽の里（ショートステイ）料金表

令和5年9月現在

※下記料金には単位数に新潟市（7級地）の地域単価10,17円を乗じて算出しております。

※料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が下記金額と異なる場合があります。

※この料金表は負担割合が1割の場合で作成しております。2割負担の方につきましては（A）～（C）について2倍、3割負担の方は3倍の額が目安となります。

①介護予防給付サービスに関する利用料金（A）

認定区分	居室区分	基本サービス費	自己負担額（A）
要支援1	多床室	446単位/日	454円/日
	従来型個室	446単位/日	454円/日
要支援2	多床室	555単位/日	565円/日
	従来型個室	555単位/日	565円/日

②介護保険給付サービスに関する利用料金（A）

要介護度	居室区分	基本サービス費	自己負担額（A）
要介護1	多床室	596単位	607円/日
	従来型個室	596単位	607円/日
要介護2	多床室	665単位	677円/日
	従来型個室	665単位	677円/日
要介護3	多床室	737単位	750円/日
	従来型個室	737単位	750円/日
要介護4	多床室	806単位	820円/日
	従来型個室	806単位	820円/日
要介護5	多床室	874単位	889円/日
	従来型個室	874単位	889円/日

基本サービス費

介護サービスの基本的な利用料となります。サービスの種類と要介護度によって定められております。

※体制加算（B）網掛けの部分が該当する加算です。

加算種類	加算内容	金額
機能訓練体制加算	機能訓練（リハビリ）を行う職員を、基準で定められた数配置している際にいただく費用です。	12単位/日 13円/日
看護体制加算Ⅲイ	常勤看護師を1名以上配置した際、尚且つ、前年度の利用者の総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であった時にいただく費用です。（介護保険給付のみ）	12単位/日 13円/日
看護体制加算Ⅳイ	入所者の重度化等に伴う、配置基準を1人以上配置し夜間における24時間連絡体制の確保している際、尚且つ、前年度の利用者の総数のうち要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であった時にいただく費用です。（介護保険給付のみ）	23単位/日 24円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の配置で介護福祉士を60%以上（常勤換算）配置した際にいただく費用です。	18単位/日 19円/日
夜勤職員配置加算Ⅲ	基準に規定する夜勤を行う介護職員または看護職員の数に1人以上を配置し、各痰吸引を行える介護職員または看護職員を1人以上配置した際にいただく費用です。（介護保険給付のみ）	15単位/日 16円/日
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等の処遇を改善するための加算です。 ※所定単位数は基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とします。 ※当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。	所定単位数× 1.6%
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)	国が定める基準に適合しているものとして届け出た短期入所生活介護のサービスを利用した場合にいただく費用です。 ※上記に同じ	(Ⅰ) 所定単位数×8.3% (Ⅱ) 所定単位数×6.0% (Ⅲ) 所定単位数×3.3%
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)	上記の処遇改善加算に加えて、経験・技能のある介護職員（10年以上の経験のある介護福祉士）に対して処遇改善を行うための費用です。 ※上記に同じ	(Ⅰ) 所定単位数×2.7% (Ⅱ) 所定単位数×2.3%

※各種加算（対象者のみ）（C）

加算種類	加算内容	金額
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食（糖尿病食・肝臓病食など※）を提供した場合※経管栄養は除く	8単位/回 9円/円
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定しており、利用者の急変予測や早期発見のため看護職員による巡視を行っている場合。また急変時に主治医を連絡が取れない際の対応を取り決めており、医療提供の方針について合意を得ている場合にいただく費用です。	59円/円
在宅中重度 受入加算	訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、短期入所の場においても、訪問看護師からサービス提供が受けられる体制をしている際にいただく費用です（介護保険給付のみ）	420～ 433円
緊急短期入所受入 加算	やむをえない理由により緊急と認められ、緊急体制確保加算の緊急用空床を利用した際に頂く費用です（7日を限度/月）	92円/日
送迎加算（片道）	ご利用の際の送迎を行った際にいただく費用です	184単位/日 188円/回
認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められたため、在宅での生活が困難であり、緊急にサービス提供をした際にいただく費用です（7日を限度/月 介護保険給付のみ）	204円/日
若年性認知症 入所者受入加算	初老期における認知症にサービス提供をした際にいただく費用です（ただし認知症行動心理症状緊急対応加算との算定は不可 介護保険給付のみ）	123円/日
長期利用者に対する短期入所生活介護	居宅に戻ることなく自費利用を挟み、同一事業所を連続で30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から30単位の減算を行う。（介護保険給付のみ）	▲31円/日

③滞在費・食費に関する利用料料金 (D)

(単位：円/日)

居室区分	※利用者負担段階区分	滞在費	食費	滞在費・食費自己負担額計 (C)
多床室	第1段階	0	300	300
	第2段階	370	600	970
	第3段階①	370	1000	1,370
	第3段階②		1300	1,670
	第4段階	855	1,550	2,405
従来型個室	第1段階	320	300	620
	第2段階	420	600	1,020
	第3段階①	820	1000	1,820
	第3段階②		1300	2,120
	第4段階	1,171	1,550	2,721

朝食 470円	昼食 610円	夕食 470円
---------	---------	---------

茶菓代 一日 140円
電気代 一日 100円

※電気代は、TV や電気毛布、その他持ち込んだ家電を使用する方のみ対象です。

1日あたりの自己負担

施設利用料 (A)	
体制加算 (B)	
各種加算 (C)	
滞在費・食費 (D)	
合計 (E)	

月の合計単位数に対して、別途、処遇改善加算 (×8.3%) と、特定処遇改善加算 (×2.7%) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (×1.6%) が掛かります。

※利用者負担段階区分

- 第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
- 第2段階 世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
- 第3段階① 世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
- 第3段階② 世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
- 第4段階 上記以外の方

※上記の条件に加えて、非課税世帯の預貯金額の少ない方に限定されます。

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者（内縁を含む）がいる場合
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

第2号保険者の方は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は夫婦合計で2,000万円）

④介護予防・介護保険給付外サービスに関する利用料金（単位：円／日）

項目	料金	備考
理容（専門業者）カットのみ	2000円	顔そり込み 2500円
美容（専門業者）カットのみ	2000円	
特別な食事（出前他）・日用品等、その他希望によるサービス	実費	クリーニング代、外出時食事代等

☆今後、介護報酬の改正等で料金に変更があった場合、料金表の差し替えをもって同意とさせていただきます。

その他

☆急な利用のキャンセルや外出、受診等で食事を欠食された場合ですが、その料金をご負担していただく場合がございますのでご了承ください。なお、各食事は2時間までの取り置きができます。